

No	質問箇所	質問	回答
1	仕様書5P (5)ウ	電話応答率は90%以上の維持に努めること。とされていますが、万が一、達成できなかった場合に何かしらの罰則がありますか。また、契約書第10条4項が適用となるのかも合わせてご教授ください。	達成できなかった場合でも罰則そのものはございませんが、電話応答率90%の維持は業務の質を担保する重要な指標と考えております。これを下回ると、適切に業務が行われていない（不履行）と判断せざるを得ない局面も出てまいりますので、あらかじめご留意ください。
2	仕様書7P (4)	総合振込データ（全銀協指定フォーマットにて作成）、対象者別支払明細書、銀行別集計表の3点それぞれのデータ項目の内容をご教授ください。また、ファイル形式のご指定があれば合わせてご教授ください。	別紙のとおりです。対象者別支払明細書及び銀行別集計表の作成に使用する文字フォントは契約締結後に委託者から提供いたします。なお、各項目は修正の可能性があることご承知おき願います。
3	仕様書P8 5 (1)	スマート申請（Graffer）のサービス利用料・オプション費用は、委託者・受託者のいずれの負担となりますでしょうか。	スマート申請（Graffer）のサービス利用料・オプション費用は、無料となりますので受託者様の負担はありません。
4	仕様書P8 5 (1)	受託者IPアドレスの登録可能数および変更時の手続きについてご教示ください。	受託者IPアドレスの登録可能数は上限はありません。また、変更時は子ども未来局子育て支援課へ連絡願います。当課より関係部署へ手続きを依頼します。
5	仕様書P7 (4)	全銀協データを作成するにあたり最新版の銀行マスタのご提供が可能かご教示ください。	本市にて保有している銀行マスタを提供させていただきます。
6	仕様書P7 (4)	全銀協データ作成について以下の認識でっているかどうかご確認ください。 ・ プッシュ支給対象者分 →口座情報は自治体様にて保有 →全銀協データは自治体様にて作成 ・ 申請者分 →申請情報に記載されている口座情報を受託者にて取得 →全銀協データは受託者側にて作成	プッシュ支給対象者の全銀協データ作成についても、委託者から対象者情報を受託者様へ提供し、受託者様に作成いただけます。申請者分については認識相違ございません。
7	仕様書P7 (4)	プッシュ支給分についても受託者側で全銀協データを作成する場合、支払対象リストの提供方法についてご教示ください。	受託者様がアクセスできる共有ドライブを委託者が作成し、それを用いて必要なデータを提供いたします。
8	仕様書P7 (4)	データクレンジング（住基情報を利用した対象者の絞り込み・過去支給データとの突合・プッシュ支給と申請支給との重複チェック等）が発生するかどうかご教示ください。また、データクレンジングが想定されている場合、自治体様または受託者側のどちらでの作業を想定されているかご教示ください。	データクレンジング（過去支給データとの突合・プッシュ支給と申請支給との重複チェック）については発生する見込みです。なお、作業については受託者様側で行っていたたく想定となっております。